

各地域包括支援センター管理者 様
各指定居宅介護支援事業所代表者 様

加古川市高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの概要説明

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)における訪問型サービス(従前相当サービス)については、複雑でわかりづらいとのご意見があることから、基本報酬算定の考え方や算定パターンなどを整理しました。

つきましては、貴所属職員様に周知いただき、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。
また、この整理に伴い、下記のとおり一部取り扱いを変更しますのでご注意ください。

記

1 総合事業における訪問型サービス(従前相当サービス)についての概要説明 …【別紙①参照】

2 取り扱いの変更内容 …【別紙②-1 参照】

標準的な内容のサービスを月額包括報酬プランに位置付けた際の算定パターンは、現在、パターン①(赤文字)のほか、パターン⑤⑥⑦(赤文字)のようなパターンも標準的な内容のサービスと捉え可能としてきましたが、本市では今後はパターン①(赤文字)のみとする。

(1) 変更理由

別紙②-1のパターン①(赤文字)とパターン⑤⑥⑦(赤文字)とでは、サービスの提供内容に差異があると考えため

(2) 変更時期 令和7年7月利用分の介護予防サービス計画より適用

※変更に伴い、必要に応じてご利用者様への説明等お願いします。

また、状態像等に変化がない場合、これに伴うサービス担当者会議等は不要です。

3 基本の算定のパターンと注意事項 …【別紙②-2及び②-3参照】

基本の算定パターンは、別紙②-2のとおりです。

別紙②-3のパターン⑤⑥⑦のように状態像等の変化で生活援助中心または身体介護中心あるいはその両方が不要になった場合は、標準的なサービスを月額包括報酬プランに位置付けるのか、回数制プランに位置付けるのかを適切に選択してください。

4 総合事業における報酬単価の見直しに関するQ & Aの掲載場所

【市ホームページ】トップページ>行政・くらし>事業者の方へ>介護・福祉 >

介護予防・日常生活支援総合事業 > サービスコード表・単位数表マスタ・Q & A

5 問合せ先 加古川市 高齢者・地域福祉課/地域包括ケア係

TEL : 079-427-9715 (直通) FAX : 079-421-2063